

一般衛生管理のポイント			
1	原材料の受入の確認	いつ	原材料の納入時 その他()
		どのように	外観、におい、包装の状態、表示(期限、保存方法)を確認する その他()
		問題があったとき	返品し、交換する その他()
2	庫内温度の確認(冷蔵庫、冷凍庫)	いつ	始業前 作業中 業務終了後 その他()
		どのように	温度計で庫内温度を確認する(冷蔵:10以下、冷凍:-15以下) その他()
		問題があったとき	異常の原因を確認、設定温度の再調整/故障の場合修理を依頼、食材の状態に応じて使用しない又は加熱して提供 その他()
3	交差汚染、二次汚染の防止	いつ	始業前 作業中 業務終了後 その他()
		どのように	冷蔵庫内の保管の状態を確認する まな板、包丁などの器具は、用途別に使い分け、扱った都度、十分に洗浄し、消毒する その他()
		問題があったとき	生肉等による汚染があった場合は加熱して提供又は使用しない 使用時に、まな板や包丁などに汚れが残っていた場合は、洗剤で再度洗浄し、消毒する その他()
4	器具等の洗浄・消毒・殺菌	いつ	始業前 使用後 業務終了後 その他()
		どのように	使用の都度、まな板、包丁、ポウル等の器具類を洗浄し、または、すすぎを行い、消毒する その他()
		問題があったとき	使用時に汚れや洗剤などが残っていた場合は、洗剤で再度洗浄、または、すすぎを行い、消毒する その他()
5	トイレの洗浄・消毒	いつ	始業前 作業中 業務終了後 その他()
		どのように	トイレの洗浄・消毒を行う。特に、便座、水洗レバー、手すり、ドアノブ等は入念に消毒する その他()
		問題があったとき	業務中にトイレが汚れていた場合は、洗剤で再度洗浄し、消毒する その他()
6	従業員の健康管理等	いつ	始業前 作業中 業務終了後 その他()
		どのように	従業員の体調、手の傷の有無、着衣等の確認を行う その他()
		問題があったとき	消化器症状がある場合は調理作業に従事させない 手に傷がある場合には、絆創膏をつけた上から手袋を着用させる 汚れた作業着は交換させる その他()
7	手洗いの実施	いつ	トイレの後 調理施設に入る前 盛り付けの前 作業内容変更時 生肉や生魚などを扱った後 金銭をさわった後 清掃を行った後 その他()
		どのように	衛生的な手洗いを行う その他()
		問題があったとき	作業中に従業員が必要なタイミングで手を洗っていないことを確認した場合には、すぐに手洗いを行わせる その他()
		いつ	
		どのように	
		問題があったとき	

重要管理のポイント		
分類	メニュー	チェック方法(項目)
第1グループ	非加熱のもの 刺身、冷奴 など	冷蔵庫より取り出したらずぐに提供する その他 ()
	第2グループ	加熱するもの (冷蔵品を加熱し、熱いまま提供) ハンバーグ 焼き鳥、焼き魚、 唐揚げ など
第3グループ		加熱した後、高温保管するもの 唐揚げ、ライス など
	第3グループ	加熱後冷却し、再加熱するもの カレー、スープ など
加熱後冷却するもの ポテトサラダ など		速やかに冷却、冷蔵庫より取り出したらずぐに 冷却する その他 ()

機関名	電話・FAX	備考(担当者など)
保健所		

その他の一般衛生管理のポイント

施設によっては、表面に記載した一般衛生管理の項目以外の内容が重要になることもあります。一般衛生管理の空欄にそれらの内容も追加してチェックを行うようにしましょう。

例1 施設・設備の衛生管理

調理環境は、カビの発生やほこりによる食品への汚染、ゴキブリなどの衛生害虫等の発生・混入などを起こさないようしっかり清掃しましょう。

(衛生管理の例)

施設設備の衛生管理	いつ	業務終了後
	どのように	施設設備の清掃を行う
	問題があったとき	作業中に施設設備の清掃の不良を確認した場合には、すぐに清掃を行わせる

例2 そ族・昆虫対策

そ族(ネズミ)や衛生害虫などが調理環境内へ侵入したり発生することで、二次汚染や異物混入を起こさないように、しっかり対策を取りましょう。

(衛生管理の例)

そ族・昆虫対策	いつ	6月と11月
	どのように	駆除作業を実施
	問題があったとき	作業中にそ族・昆虫を見つけた時には、可能な限り駆除するとともに繁殖場所や侵入経路を確認し、必要な対策をとる

例3 廃棄物の取扱い

廃棄物による食品への汚染がないようふた付きのゴミ箱を使用し、施設環境に悪影響を及ぼさないようにしましょう。

(衛生管理の例)

廃棄物の取扱い	いつ	業務終了後
	どのように	廃棄物の管理状況を確認
	問題があったとき	ゴミなどが散乱していた場合は、周囲を清掃し、廃棄物を適正に指定の場所で保管する。

食品を提供する上でのリスク(主な危害要因と管理条件)の例

食材や食材の取扱工程には、食中毒につながる「危害要因(ハザード)」が含まれています。そのため、食材や食材の取扱工程を「重要管理項目」として意識し、確実な衛生管理を行う必要があります。

食品の危害を踏まえて、どのように重要管理のチェック方法を決定したらよいか考えてみましょう。

(食材)食品群等	主な危害要因(ハザード)	危害管理方法と管理条件
食肉類全般	病原大腸菌、サルモネラ属菌、カンピロバクター	75 1分間(中心部)以上加熱
鶏 卵	サルモネラ属菌	70 1分間(中心部)以上加熱
魚介類全般・二枚貝	腸炎ビブリオ	60 10分間(中心部)以上加熱
	ノロウイルス	85~90 90秒間(中心部)以上加熱
加熱調理食品	ウエルシュ菌	長時間置く場合は冷蔵し、直前にしっかり加熱
生食用魚介類	アニサキス	-20 24時間以上冷凍
	腸炎ビブリオ	10 以下で保存(4 以下がのぞましい)
要冷蔵品	あらゆる微生物	10 以下で保存
要冷凍品	あらゆる微生物	-15 以下(または製品の表示に従って)で保存
要高温保管食品	あらゆる微生物	65 以上で保存
手 指 調理器具	あらゆる微生物	手洗い、消毒の徹底
		洗浄、消毒の徹底

○危険温度帯について

- ・細菌は10 から60 の温度帯に置かれると増殖しやすくなり、食中毒の発生の危険が高くなります。
- ・食品をこの温度帯に置くと大変、危険です。
- ・冷やす場合は、速やかに冷却し、この温度帯を短時間で通過させるようにしましょう。

